

財団法人日本遺族会寄附行為

昭和28年	3月11日	設立認可
昭和28年	12月2日	変更認可
昭和32年	6月25日	変更認可
昭和33年	2月21日	変更認可
昭和40年	9月28日	変更認可
昭和42年	10月5日	変更認可
昭和50年	12月2日	変更認可
昭和55年	5月8日	変更認可
昭和57年	5月25日	変更認可
平成元年	8月25日	変更認可
平成4年	5月21日	変更認可
平成6年	4月4日	変更認可
平成8年	4月1日	変更認可
平成10年	6月5日	変更認可
平成11年	4月	変更認可
平成13年	7月26日	変更認可
平成14年	5月13日	変更認可
平成24年	3月23日	変更認可

第1章 名 称

第1条 この会は、財団法人日本遺族会という。

第2章 目的と事業

第2条 この会は、英霊の顕彰、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くとともに、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業
2. 遺族の処遇向上に関する事業
3. 遺族の生活相談事業
4. 遺族に対する慰藉事業

5. 昭和 28 年法律第二百号により本会に無償貸付された国有財産の管理
6. 上京遺族の宿泊所の斡旋、皇居の清掃、拝観その他連絡、指導
7. 遺族の表彰その他連絡、指導
8. 機関紙の発行
9. 昭和館の運営事業
10. 前各号に掲げる事業に関する国内外の資料等の調査研究事業
11. その他目的達成のため必要と認める事業

第3章 事務所

第4条 この会は、事務所を東京都千代田区九段南 1 丁目 6 番 5 号に置き、各都道府県に支部を置く。

第4章 資産と会計

第5条 この会の資産は、次の各号により構成される。

1. 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
2. 寄附金品
3. 資産から生ずる果実
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

第6条 この会の資産は、これを基本財産及び通常財産の 2 種に分ける。

基本財産は、次の各号により構成され、これを処分することができない。但し、止むを得ない理由があるときは、評議員の 3 分の 2 以上の同意を経、厚生労働大臣の許可を得て、その一部を処分することができる。

1. 前条第 1 号の財産中現金、金 200 万円也
2. 基本財産として指定して受けた寄附財産
3. 理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

通常財産は、基本財産の元本以外の財産により構成される

第7条 この会の経費は、通常財産を持って支弁する。

第8条 この会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

第9条 基本財産のうち、現金は郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、或は国債、公債、確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 年度末において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰入れるものとする。

第11条 この会の歳入歳出予算は、年度開始前に理事会の議決を経、評議員会の承認を得てこれを定める。

臨時緊急を要する場合においては、会長は、理事会の議決を経て、予算の追加又

は更正をすることができる。この場合は、次回の評議員会にこれを提出し、その承認を求めなければならない。

第12条 この会の歳入歳出決算は、年度終了後3ヶ月以内に、年度末財産目録と共に、監事の監査を経て評議員会の認定を求めるものとする。

第13条 この会は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終る。

第5章 役員と職員

第15条 この会に左の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名以内

理事 28名以上 35名以内

(専務理事 1名、常務理事 6名を含む)

監事 2名

評議員 47名

第16条 会長、副会長は、理事会の議決を経、評議員会の承認を得て推戴する。

会長は、この会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。会長、副会長は理事とする。

第17条 専務理事は、理事中より、理事会の議決を経て会長が任命する。

常務理事は、理事が互選するほか、会長推薦の理事中より、理事会の議決を経て会長が任命する。

専務理事は、理事会の定めるところにより、会長の命を受けて業務を処理する。

常務理事は、理事会の定めるところにより、会長を補佐して会務の執行にあたる。

第18条 理事は、別表第1に定めるところにより推薦された者及び会長から推薦された学識経験者若干名を、評議員会において選任する。

監事は、別表第1に定めるところにより推薦された者を、評議員会において選任する。

理事は、理事会を組織し、会務の執行に関する決定を行なう。監事は、民法第59条の職務を行なう。

第19条 評議員は、別表第2に定めるところにより推薦された者を、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

評議員は、評議員会を組織し、重要事項について審議する。

第20条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第21条 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行なうも

のとする。

第22条 この会は、評議員会の議決を経て、総裁、副総裁を推戴することができる。

第23条 この会に顧問及び相談役各若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

第24条 この会に運営委員会を置く。運営委員会は、第3条第5号の事業その他業務の運営に関する重要事項（第3条第9号の事業に関するものを除く。）について、会長の諮問に応じて審議する。

第25条 運営委員会は、委員若干名で組織する。委員は、左に掲げる者について会長が委嘱する。

1. 衆議院及び参議院の厚生労働委員長

2. 関係行政機関の職員

3. 学識経験者

第26条 総裁、副総裁、顧問、相談役、役員及び運営委員会の委員は、各誉職とする。

常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第27条 この会に事務（第3条第9号に関するものを除く。）を処理するために事務局を置く。

事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

第5章の2 昭和館

第27条の2

この会に第3条第9号の事業を処理するために、昭和館館長及び昭和館事務局を置く。

昭和館館長は、会長の命を受けて第3条第9号の事業を掌理する。

昭和館館長は、会長が任命する。

昭和館事務局に昭和館事務局長その他必要な職員を置く。

第6章 会議

第28条 会議は、これを理事会、評議員会の2種に分ける。

第29条 理事会は、会長随時これを招集し、その議長となる。評議員会は、会長がこれを招集する。

なお、会議を構成する役員の5分の1以上又は監事から、連名を以って会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

第30条 会議は、理事又は評議員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。但し、招集再開のときは、この限りでない。

第31条 会議の議事は、出席役員の過半数の同意を以ってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第32条 止むを得ない理由のため会議に出席できない役員は、予め通知された事項についてのみ書面を以って表決をし、又は代理者にその権限を委任することができる。この場合は、出席したものと看做す。

第33条 会長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面によって賛否を求め、会議にかえることができる。

第34条 理事会には、この寄附行為に規定してあるものの外、次の事項を附議する。

1. 事業計画の決定
2. 諸規定の制定並びに改廃
3. その他、会長が附議した事項

第35条 理事会に常務理事会を置き、理事会において委任した事項について審議する。

常務理事会は、副会長、専務理事及び常務理事を以って組織する。

常務理事会に委任した事項については、常務理事会の議決を以って理事会の議決にかえるものとする。

第36条 評議員会には、この寄附行為に規定してあるものの外、次の事項を附議する。

1. 歳入、歳出の予算並びに決算の承認
2. 事業計画の承認
3. その他、会長が附議した事項

第7章 寄附行為の変更と解散

第37条 この寄附行為は、理事会の議決及び評議員の3分の2以上の同意を経、厚生労働大臣の認可を得て変更することができる。

第38条 この会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの解散事由により解散する場合の外、理事会の決議及び評議員の3分の2以上の同意を経、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

第39条 前条により解散したときの残余財産は、評議員の議決を経、厚生労働大臣の許可を得て、この会と類似の目的を持つ他の団体へ寄附するものとする。

第8章 附 則

第40条 この寄附行為施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

別表第 1

理事及び監事推薦基準

区分及び推薦機関		人 員
理 事	都道府県支部ブロックで 互選する	24 名以内
監 事	都道府県支部のブロックで 互選する	2 名

別表第 2

評議員選出基準

区分及び選出機関	人 員
都道府県支部	各 1 名

本書は当法人の寄附行為に相違ありません。

理 事 森 田 次 夫